（略）				
（削る）				
（略）				
（削る）				
（略）				

	二			
海岸保全施設整備事業費補助				
農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）	（略）	（略）	（略）	
（略）				
（削る）				
（略）				
水産資源環境整備事業費補助				
漁村総合整備事業費補助				
（略）				
（削る）				

	三			
（略）				
農林水産試験研究費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）	
林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）				

（略）				
農業・食品産業強化対策推進交付金				
（略）				
水産業共同利用施設復旧整備費補助金				
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助				
（略）				

	二			
（新設）				
農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）	（略）	（略）	（略）	
（略）				
海岸保全施設整備事業費補助				
（略）				
水産資源環境整備事業費補助				
（新設）				
（略）				
東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものに限る。）				
（略）				

	三			
（略）				
林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）	
農林水産試験研究費補助金（実験実用化に係るものに限る。）				

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和二年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。